

競争入札事務委任契約書

上場前の公募又は売出し等に関する規則(以下「上場前公募等規則」という。)第5条の規定により、上場前の公募又は売出しのうち競争入札による公募又は売出しに係る事務(以下「入札事務」という。)を第1条から第7条の記載のとおり貴所に委任し、入札の広告を第8条の記載のとおり行います。

(入札の要領)

第1条 貴所に委任する入札事務に係る入札の要領は次のとおりです。

(1) 入札に付する株券の概要

- a 銘柄
- b 種類
- c 額面、無額面の別及び額面金額
- d 1単位の株式の数 株

(2) 公募又は売出しの別

(3) 競争入札による公募又は売出しの数量

- a 上場前の公募又は売出しに係る総株式数 株

- b 入札対象株式数 株

(4) 入札を行う場合の1人当たりの上限株式数 株

(5) 入札日 平成 年 月 日

(6) 株券の交付日 平成 年 月 日

2 入札事務の委任に際し、前項第3号bに掲げる事項に係る数量を変更したときは変更後、直ちに書面により貴所に通知します。

(入札事務の範囲)

第2条 貴所に委任する入札事務の範囲は、入札の受付け、開札、落札の決定及び落札結果の通知並びにこの契約において別途定める事務そ

の他競争入札による公募又は売出しに係る事務を行うに当たり貴所が必要と認める事項とします。

(競争入札の不成立又は落札結果の公表)

第3条 競争入札の不成立又は落札結果に関して貴所が必要と認める事項の公表は、貴所に委任するものとし、当該公表については一切の異議の申立てをしません。

(落札の取消し等)

第4条 上場前公募等規則第8条に規定する落札者名簿の内容並びに競争入札による公募又は売出しの実施の状況等から、談合その他組織的な不正行為により競争入札による公募又は売出しの公正性が著しく害されたと認められる場合の一切の落札の取消し及び当該取消しに関して貴所が必要と認める事項の公表を、貴所に委任するものとし、当該取消し及び公表については一切の異議の申立てをしません。

(競争入札事務取扱手数料)

第5条 競争入札事務取扱手数料を、次のとおり貴所に納入します。

(1) 金額 円

(2) 納入年月日 平成 年 月 日

(3) 支払方法 (新規上場申請者が支払う場合は、その旨。元引受取引参加者が支払う場合には記載を要しない。)

(便益の提供)

第6条 競争入札による公募又は売出しに関し、貴所からの照会があつた場合には直ちに照会に応じるなど、貴所に対し必要な便益を提供します。

(遵守事項)

第7条 上場前公募等規則及びその取扱いその他競争入札による公募又は売出しに関し貴所が定める諸規則並びに貴所の決定事項を遵守します。

(入札の広告)

第8条 競争入札による公募又は売出しに際し，原則として上場前の公募又は売出しに係る有価証券届出書の提出日に，国内において時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙に上場前の公募又は売出しに関する次の各号に掲げる事項を広告します。

- (1) 第1条第1項に記載する事項（同項第3号aに記載する事項を除く。）及び入札を行う場合の下限価格
- (2) 入札を取り次ぐ金融商品取引業者（法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る登録を受けた者に限る。）
- (3) 入札申込書受付日
- (4) 入札後の公募又は売出しに関する事項

2 前項の有価証券届出書に競争入札による公募又は売出しの発行価格又は売出価格の記載がない場合には，原則として当該発行価格又は売出価格に係る訂正届出書の提出日（この場合において，当該有価証券届出書提出後に競争入札による公募又は売出しに係る株式数に変更があるときは，当該株式数の変更に係る訂正届出書の提出日を含む。）に，国内において時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙に入札を行う場合の下限価格及び前項第3号に掲げる事項（競争入札による公募又は売出しに係る株式数の変更にあっては，第1条第1項第3号bに掲げる事項を含む。）を広告します。

平成 年 月 日

株式会社大阪証券取引所

取締役社長 殿

（事務幹事現物取引参加者）

現物取引参加者名

代表者の役職氏名

現物取引参加者名

代表者の役職氏名

現物取引参加者名

代表者の役職氏名

付 則

この契約書は、平成15年4月2日から施行する。

付 則

この契約書は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この契約書は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この契約書は、平成25年1月1日から施行する。